

議案第 44 号

令和 2 年度 琴浦町水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | | |
|---------------|----------|-----------|----------------|
| (1) 給水戸数 | | 6,362 | 戸 |
| (2) 年間総給水量 | | 1,525,100 | m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | | 4,178 | m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | 配水管布設等工事 | 事業費 | 226,528 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | | |
|--------------|---------|----|
| 第 1 款 水道事業収益 | 337,862 | 千円 |
| 第 1 項 営業収益 | 308,475 | 千円 |
| 第 2 項 営業外収益 | 29,385 | 千円 |
| 第 3 項 特別利益 | 2 | 千円 |

支 出

| | | |
|--------------|---------|----|
| 第 1 款 水道事業費用 | 259,318 | 千円 |
| 第 1 項 営業費用 | 234,951 | 千円 |
| 第 2 項 営業外費用 | 23,317 | 千円 |
| 第 3 項 特別損失 | 50 | 千円 |
| 第 4 項 予備費 | 1,000 | 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 182,879千円は当年度分損益勘定留保資金 117,991千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18,940千円、未処分利益剰余金処分額 45,948千円で補填するものとする。）。

収 入

| | | |
|-----------|---------|----|
| 第1款 資本的収入 | 159,187 | 千円 |
| 第1項 企 業 債 | 141,000 | 千円 |
| 第2項 出 資 金 | 1 | 千円 |
| 第3項 負 担 金 | 18,186 | 千円 |

支 出

| | | |
|------------|---------|----|
| 第1款 資本的支出 | 342,066 | 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 226,528 | 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 115,538 | 千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-------|---------------|-------|---|--|
| 上水道事業 | 千円 141,000 | 証書借入 | 3.5%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により措置期間及び償還期限を短縮、延長もしくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 水道事業費用のうち、営業費用と営業外費用の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 28,223 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100 千円と定める。

令和 2 年 3 月 4 日 提出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和